

第3期磐梯町子ども・子育て支援事業計画

<概要版>

計画策定の趣旨

急速に進む少子化や人口減少は、地域の経済活動の停滞や社会保障の問題等、社会全体の活力を低下させることが懸念されており、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、活力ある社会を維持させる施策が進められています。

令和5年4月には、「こども家庭庁」が創設されると同時に、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されました。さらに12月には、こども基本法の施行に基づき「こども大綱」が閣議決定され、すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」をめざすこととしています。

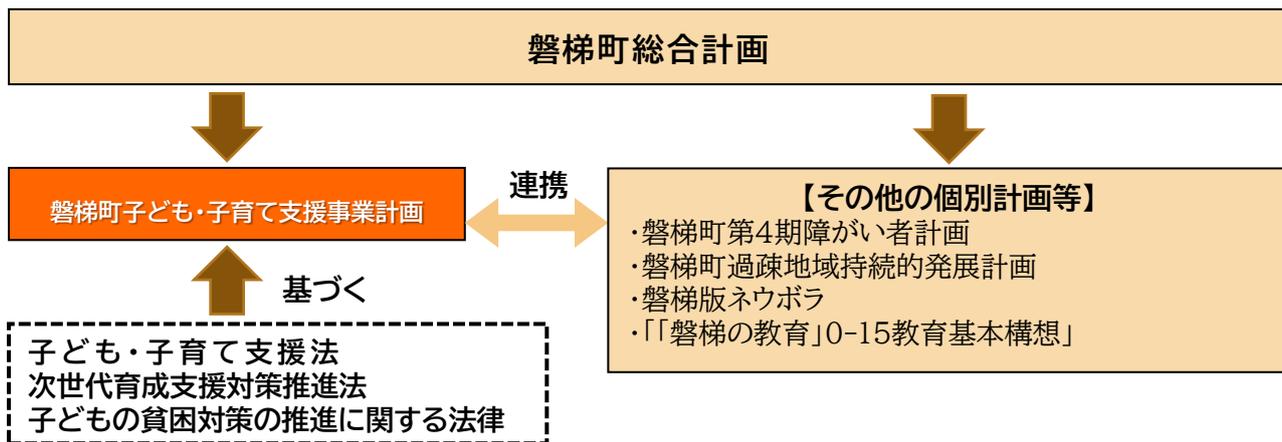
「第3期磐梯町子ども・子育て支援計画」は「第2期磐梯町子ども・子育て支援計画」が令和6年度で最終年度を迎えることから、国の制度の拡充等を踏まえ策定するものです。

本町においては、安心して結婚、妊娠、出産、子育てができる環境づくり、子ども・若者が夢と希望を持ち、健やかに成長できる社会の形成、幼児期における質の高い学校教育・保育の提供、子育て家庭の不安や負担の軽減、地域社会全体での子ども・子育て支援の充実など、子どもが豊かに育つ環境の整備を推進していきます。

計画の位置づけ

本計画は、子どもの育ちと子育て支援を推進する総合的な計画であり、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」及び子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく「貧困対策計画」を一体のものとして策定します。

また、本計画の策定にあたり「磐梯町総合計画」を最上位計画とし、「磐梯町第4期障がい者計画」、「磐梯町過疎地域持続的発展計画」などの個別計画、ならびに「磐梯版ネウボラ」、「磐梯の教育」0-15教育基本構想」などとの連携・整合を図ります。



計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化などに応じて、適宜必要な見直しができるものとします。

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第3期 磐梯町子ども・子育て支援事業計画				

基本理念

子や孫たちが暮らし続けたい魅力あるまち ～共創・協働のまちづくり～

本町で子育てする上で子育て家庭への経済的支援や育児不安の解消のため、これまで以上に包括的にサポートできる施策を子ども本位に実施します。

子どもたちが地域の愛情に包まれながら、子育て世帯が「安心感」、「充実感」を感じながら健やかな育みができる子育て支援を進め、子や孫たちが磐梯町に暮らし続けたいと実感できる「子育てのまち」を目指します。

基本目標

基本目標Ⅰ 子育て環境の整備・拡充

一人ひとりの子どもが健やかに成長できるよう、すべての子どもや親に対し、妊娠・出産期から切れ目のない支援に配慮し、健康づくりの支援、医療体制の充実、子育てに対する不安や負担を軽減するための相談できる体制づくり、経済的支援の拡充を推進します。

また、障がい、疾病、虐待、貧困、家庭の状況などにより支援の必要性が高い子どもとその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭への支援を推進します。

基本目標Ⅱ 地域における子ども・子育て支援体制の拡充

子ども・子育て支援は、家庭、学校、地域など地域社会のあらゆる分野の人々が、子育て世帯に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、親としての成長を促すよう支援することが重要となります。地域全体がその役割を果たし、共に子どもの成長を喜び、分かち合うことができるよう、子育て支援体制の強化を図る取り組みを推進します。

【基本理念】

【基本目標】

【基本施策】

子や孫たちが暮らし続けたい
魅力あるまち～共創・協働のまちづくり～

Ⅰ 子育て環境の整備・拡充

1 妊産婦や乳幼児等への切れ目のない支援

2 教育・保育の充実

3 健やかな成長のための体制整備

4 子育て家庭への経済的支援

5 支援を必要とする子どもや家庭への支援

Ⅱ 地域における子ども 子育て支援体制の拡充

1 地域における子育て環境の整備

2 地域における子育て支援の充実

3 心豊かな子どもを育む活動の充実

教育・保育

本町の教育・保育の「量の見込み」と「確保方策等」は以下のとおりです。

今後、令和4年度磐梯町教育・保育施設再編整備基本構想策定会議における答申の基本方針で示された通り、保育所と幼稚園、こども館は統合して幼保連携型認定こども園としていきます。令和9年度の開園を予定しています。

教育・保育提供区域	1年目(令和7年)					2年目(令和8年)					3年目(令和9年)					
	3~5歳		0~2歳			3~5歳		0~2歳			3~5歳		0~2歳			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
	教育のみ	保育の必要性あり		保育の必要性あり		教育のみ	保育の必要性あり		保育の必要性あり		教育のみ	保育の必要性あり		保育の必要性あり		
		教育ニズ	左記以外	0歳	1~2歳			教育ニズ	左記以外	0歳		1~2歳		教育ニズ	左記以外	0歳
見込量	60	0	40		50	0	35		9	36		30				
		0	0	10	30		0	0	10	25		36	0	10	20	
確保方策	160	0	50		160	0	50		9	66		50				
		0	0	12	38		0	0	12	38		66	0	12	38	

教育・保育提供区域	4年目(令和10年)					5年目(令和11年)				
	3~5歳		0~2歳			3~5歳		0~2歳		
	1号	2号	3号		1号	2号	3号			
	教育のみ	保育の必要性あり		保育の必要性あり		教育のみ	保育の必要性あり		保育の必要性あり	
		教育ニズ	左記以外	0歳	1~2歳			教育ニズ	左記以外	0歳
見込量	9	31	30		9	31	30			
		31	0	10	20		31	0	10	20
確保方策	9	66	50		9	66	50			
		66	0	12	38		66	0	12	38

地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の实情に応じ実施する事業です。磐梯町では次のとおり事業を実施します。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位
延長保育事業	確保方策	3	3	3	3	3	人
	施設数	2	2	1	1	1	か所
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	確保方策	90	90	90	90	90	人
	施設数	2	2	2	2	2	か所
子育て短期支援事業(ショートステイ)	確保方策	21	21	21	21	21	人(延べ)
	施設数	1	1	1	1	1	か所
地域子育て支援拠点事業	確保方策	520	520	520	520	520	人(延べ)
幼稚園等の一時預かり事業(預かり保育)	確保方策	11,000	11,000	240	240	240	人(延べ)
保育所等の一時預かり事業	確保方策	20	20	20	20	20	人(延べ)
利用者支援事業	確保方策	1	1	1	1	1	か所
妊婦一般健康診査	確保方策	130	130	130	130	130	回(延べ)
乳児家庭全戸訪問事業	確保方策	10	10	10	10	10	回(延べ)
養育支援訪問事業	確保方策	1	1	1	1	1	回(延べ)
妊婦等包括相談支援事業	確保方策	30	30	30	30	30	回
産後ケア事業	確保方策	6	6	6	6	6	人(延べ)

こども家庭センターについて

こども家庭センターは、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関です。

本町では平成30年に磐梯町保健福祉センターに「子育て世代包括支援センター」を開設し、設置の趣旨である「妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援」を提供してきました。また子育てに関する相談や情報提供を行う「地域子育て支援拠点事業」も、保健福祉センターで行っています。こうした現状から、令和8年度保健福祉センター内に「こども家庭センター」の開設を計画しています。

本町ではこれまで「磐梯版ネウボラ」として教育現場と母子保健と福祉が連携した支援体制を整備してきました。今般「こども家庭センター」を開設するにあたり、その取組を維持しながら、町民にとって分かりやすく、利用しやすいセンター運営を目指します。

関係機関との共創と協働

子ども・子育て支援法の基本理念にあるように、子育ては父母や保護者が第一義的な責任を持つという認識のもと、家庭、学校、地域、職場など、社会のあらゆる分野で各々が役割を果たすとともに、協力して支援を行うことが重要とされています。

本計画の推進にあたり、地域の特性に応じた支援を通じ、関係機関との連携を図りながら、子ども及び子育て家庭本位の取り組みを進めます。

子どもたちが地域の愛情に包まれながら、子育て世帯が「安心感」、「充実感」を感じながら健やかな育みができる子育て支援を進め、子や孫たちが磐梯町に暮らし続けたいと実感できる「子育てのまち」を目指します。

発行：磐梯町役場 町民課

住所：〒969-3392

福島県耶麻郡磐梯町大字磐梯字中ノ橋1855

TEL:0242-74-1215